

公取協だより

全国釣竿公正取引協議会

第30回定時総会開催される

平成26年5月28日(水)午後3時15分より東京都千代田区霞が関東海大学校友会館 富士の間において第30回定時総会が開催されました。

先ず藤井治幸会長が挨拶し、ご来賓として消費者庁表示対策課 片桐一幸課長、安藤香織規約係長の紹介がなされ、消費者庁片桐課長よりご挨拶をいただきました。



第30期（平成25年度）事業報告・決算報告については、ほぼ計画どおり達成したことが報告されました。第31期（平成26年度）事業計画(案)・収支予算(案)については原案どおり承認されました。全ての議案審議を終え、総会は無事終了しました。

引き続き、表彰式が執り行われました。表彰された皆様をご紹介します。（敬称略）

永年役員表彰	12年	1名	藤井治幸会長
永年継続会員表彰	30年	15社	(株)宇崎日新・(株)エム・オン・(株)がまかつ・ケーター関東(株)・ 櫻井釣漁具(株)・(株)上州屋・(株)スズミエンタープライズ・(株)スミス 征興産業(株)・(株)タカミヤ・(株)ティムコ・(株)天龍・(株)ミヤマエ (有)吉野釣竿製作所・(株)リチャーズ
			20年
	10年	1社	マルキュー(株)



第31期（平成26年度）事業計画

第31期(平成26年度)の事業計画では、毎年の継続として実施する事業以外に、特に30周年事業の中で広報を目的とした「懸賞」を予定しています。

1. 「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等に関する事業

- (1)「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等の啓発
 - ①「釣竿の表示について」の冊子作成・発行し、会員各位へ規約・規則の徹底を図る
 - ②ホームページの活用
 - ③規約・規則の変更後の各種手続き等フォロー事業を行う
- (2)「釣竿の表示に関する公正競争規約・同施行規則」変更に関する説明会
 - ①東京会場での説明会開催
 - (3) 認定及び認定書発行業務
 - (4) 公正マークの頒布、普及
 - (5) 釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則見直し作業
 - (6) 表示に関するアンケート調査
 - ① 大阪・横浜フィッシングショー来場者を対象に「公正マーク」の認知「規格」等についての意識調査をアンケート形式で実施

2. 広報・宣伝に関する事業

- (1) 協議会についてのPR
 - ①「公正競争規約とは」、「公正マーク一覧」のパネルを一般消費者にご理解いただけるよう大阪・横浜フィッシングショーに展示
 - ①大阪・横浜フィッシングショーに出展された会員各位には自社小間で会員証の掲示を協力して頂き、事務局では公正マークステッカーを来場者に配布して公正マークのPRを図る
- (2) 感電事故注意の啓蒙活動
 - ① 大阪・横浜フィッシングショーの小間に感電事故防止資料を展示し啓蒙活動を行う
 - ②消費者へ公正マークの認知を図る
- (3) 公正マークPR
 - (4) ホームページの更新
 - (5) 公取協だより発行

3. 調査指導に関する事業

- (1) 公正競争規約等の普及
- (2) 会員対象調査実施
 - ① 調査指導委員会による会員対象調査
 - ② 繊維含有率検査の実施
- (3) 感電事故防止策
- (4) 公正競争規約・製造物責任法等に関する消費者からの苦情相談

4. 関係官公庁および関連団体との連絡、協調に関する事業

- (1) 消費者庁
- (2) (一社)全国公正取引協議会連合会

5. 会員募集

6. 各委員会活動

- (1) 総務委員会
- (2) 調査指導委員会

7. (一社)日本釣用品工業会との連携

8. 30周年 記念事業

- (1)30年のあゆみ刊行
- (2)懸賞の実施

消費者庁

News Release

(1) 景品表示法の一部を改正する法律の公布について

改正景品表示法は6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

主な改正内容は、①消費者庁を中心として関係官庁が連携し、表示に関する監視指導を強化するための体制の確立、②都道府県知事に対して、景品表示法に基づく措置命令権限の付与、③食品表示等に関するコンプライアンス強化のため、事業者における表示に関する管理体制の強化等です。

施行は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

(資料P.4～P.6)

(2) ストールの組成に係る表示の適正化について

消費者庁は、オンラインショッピングにおいて販売されているカシミア使用を標榜するストールについて、例えば、ウェブサイトにおいて「カシミア100%のストール」と表示していたが、実際は「アクリル100%」等であったとして、家庭用品品質表示法及び景品表示法上問題となる事実が認められたため、18事業者に対し、同法に係る違反の防止並びに消費者被害の未然防止のため、指示・指導を行いました。新聞報道によれば、既に当該表示を改善していることなどから景品表示法の措置命令は出さず、同法の指導と家庭用品品質表示法に基づく改善指示にとどめたということです。

景品表示法の考え方

ア 景品表示法(昭和37年法律第134号)は、自己の供給する商品・役務の内容について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示すこと、又は事実に相違して当該事業者と同種・類似の商品・役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を不当表示(優良誤認表示)として禁止している。

イ カシミアは、カシミア山羊の毛であり、カシミアを使用した製品は、その光沢や滑らかな感触、保温性に優れていること等から、一般的に高級品として認識されている。

前記事例のように、ストールの原材料として、カシミアが全く用いられていないにもかかわらず、ウェブサイト等において、あたかも、カシミアが用いられているかのように示す表示は、ストールの内容について、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であり、景品表示法第4条第1項第1号に規定する表示であると認められ、同項の規定に違反する。

◇夏期休暇のお知らせ◇

8月13日(水)～15日(金)3日間を夏期休暇とさせていただきます。

 全国釣竿公正取引協議会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-22-8

日本フィッシング会館 5F

TEL 03-3206-1130 FAX 03-3206-1140

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の概要 ~地方消費者行政の基盤強化等のために~ 平成26年6月 消費者庁

消費者
安全・安心
をめぐる
問題

食品表示等の不正事案の多発
・ ホテルや百貨店、レストラン等において、メニュー表示と異なった食材を使用して料理を提供していた事案
・ 「日本の食」に対する国内外の信頼が揺らぎかねない事態

高齢者等の消費者被害の深刻化
・ 高齢者からの消費生活相談は、高齢者人口の伸び以上に増加（年間約20万件（平成24年度））
・ 二次被害に遭う高齢者も増加（年間約9千件（平成24年度））
消費者被害の背景には社会的孤立、認知力の低下、生活困窮

基本的な
考え

【消費者庁及び消費者委員会設置法附則第4項】政府は、消費者庁関連法三法施行後3年以内に、地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずる。

○地方をはじめとする消費者行政の体制整備
➢ 不当表示に対する監視指導体制の強化
➢ 消費者安全の確保及び持続可能な地域の見守りネットワークづくり
➢ どこに住んでいても質の高い相談が受けられる体制の整備
➢ 消費者行政職員・消費生活相談員の確保と資質向上

○事業者のコンプライアンスの確立（適確な表示）
➢ 事業者の表示管理体制を明確化

○消費者教育の推進
➢ 誰もが消費者教育を受けられる機会の確保、消費者からの情報の活用

【好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定）】食品表示の適正化に向けた取組や地域における身近な相談窓口を充実するなど消費者の安全・安心を確保するための取組を推進する。
【第2回食品表示等関係府省庁等会議（平成25年12月9日）】景品表示法の改正などの適正化対策を内容とする『食品表示等の適正化について』を決定。
【安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）】ホテルなどで表示と異なる食材が使用されていた偽装問題については、不正表示への監視指導体制を強化します。悪質商法による高齢者被害の防止にも取り組み、消費者の安全・安心を確保してまいります。

1

不当景品類及び不当表示防止法の改正

1. 行政の監視指導体制の強化 (情報提供等の協力)
- 景品表示法は消費者庁が中心となって法執行を行っているが、多数の事業者を対象とした監視指導を行うには体制面で限界
- (1) 消費者庁を中心とする国における体制強化
・ 消費者庁を中心として関係省庁が連携し、表示に関する監視指導を強化するための体制を確立
- (2) 都道府県知事の権限強化
・ 都道府県知事に対して、景品表示法に基づく措置命令権限を付与
2. 事業者の表示管理体制の強化
- 事業者による表示の重要性の意識、コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）意識が欠如
- ・ 食品表示等に関するコンプライアンス強化のため、事業者における表示に関する管理体制の明確化
3. 課徴金制度の導入に係る検討規定

消費者安全法の改正

1. 地域の見守りネットワークの構築
・ 地方公共団体による「消費者安全確保地域協議会」の設置
・ 地域で活動する「消費生活協力員」「消費生活協力団体」を育成・確保
2. 消費生活相談等により得られた情報の活用に向けた基盤整備
・ 協議会の構成機関・構成員が消費生活相談等により得られた情報を「地域協議会」の活動等のために共有するとともに、秘密保持義務規定や情報管理等のルールを整備
3. 消費生活相談体制の強化
・ 都道府県の事務として、市町村に対する助言・協力、広域連携の調整
・ 民間委託受託者に対し、秘密保持義務、最低限求められる要件を課す
4. 消費者行政職員及び消費生活相談員の確保と資質向上
・ 消費者行政職員及び消費生活相談員に対する研修の実施等
・ 「消費生活相談員」の職を法律に位置付け
・ 資格試験制度を法定化し、消費生活相談員を、資格試験の合格者及びこれと同等以上の知識・技術を有する者から任用（所要の経過措置）。
・ 要件を満たし、内閣総理大臣の登録を受けた法人が試験を実施
・ 都道府県は、消費生活相談員の中から「指定消費生活相談員」を指定

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(概要)

平成26年6月
消費者庁

不当景品類及び不当表示防止法

I 事業者のコンプライアンス体制の確立

○事業者が講ずべき表示等の管理上の措置(第7条関係)

- 表示等の適正な管理のため**必要な体制の整備**その他の必要な措置等を講じなければならない
- 事業者が講ずべき措置に関して必要な**指針**を定めるものとする(事前に事業所管大臣と協議し、消費者委員会の意見を聴取)
 - ⇒ 予見可能性を確保し、事業者内部による管理体制整備を推進
 - ⇒ 事業者の創意工夫は確保し、管理体制の内容や水準は、事業者の**規模・業種に配慮**

○指導及び助言(第8条関係)・勧告及び公表(第8条の2関係)

- 内閣総理大臣が**指導・助言・勧告**(勧告に従わないときは公表)
- ⇒ 事業者が必要な措置を講じていない場合の措置

II 情報提供・連携の確保

○適格消費者団体※1への情報提供等(第10条関係)

- 消費生活協力団体・消費生活協力員※2から**不当表示等の情報**を提供
- ⇒ 民間による問題事案への対処を支援

○関係者(国、地方公共団体、国民生活センター等)相互の密接な連携の確保(第15条関係)

III 監視指導態勢の強化

○権限の委任等一国の執行体制の強化(第12条関係)

- 消費者庁長官の権限の一部を**事業所管大臣**等に委任
- ⇒ **[調査権限]**
- 当該事業の実情を踏まえたより迅速かつ的確な法執行を推進

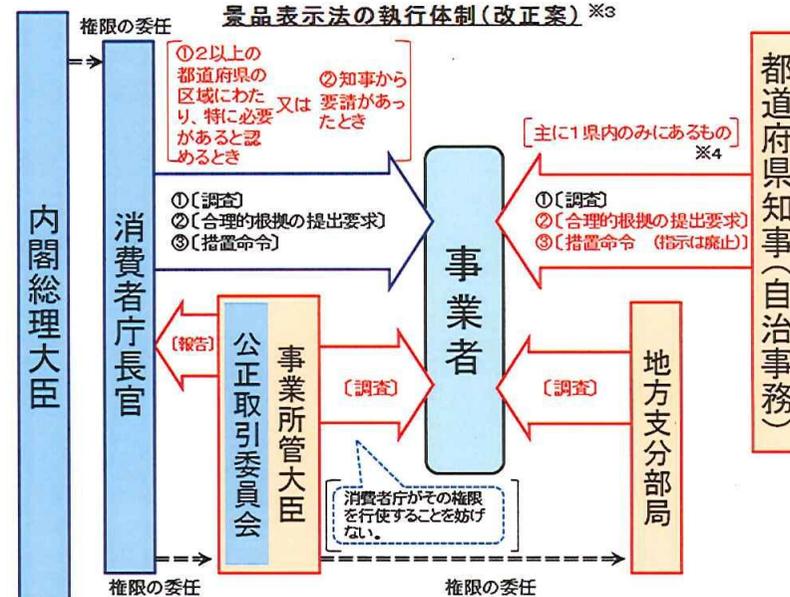
○権限の委任等一都道府県の執行体制の強化(第12条関係)

- 消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与
- ⇒ **[措置命令権限]**
- [合理的根拠提出要求権限]**
- ⇒ 国と地方との密接な連携を確保し、問題事案に的確に対処

※1 適格消費者団体には、景表法の違反行為の差止請求権が認められている。

※2 今回改正(消費者安全法の改正)により新設

景品表示法の執行体制(改正案)※3



IV 課徴金制度の検討等

○課徴金制度導入に関する政府の措置(改正法第4条関係)

- 課徴金に係る制度の整備について検討(改正法施行後1年以内に検討し、必要な措置を講じる)

○施行期日は公布日から**6月以内**を予定

※3 []部分は政令で定める事項の例

※4 県域を超える場合には消費者庁が調整を行う。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(概要)

消費者安全法

平成26年6月
消費者庁

I 総則

○消費者教育の推進 国及び地方公共団体の責務として、消費者教育の推進等を通じて消費者安全の確保を図ることを明記（第4条第6項）

II 消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等

○都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施（第8条～第9条）
 ・都道府県による、市町村の消費生活相談等の事務の共同処理等に関する必要な調整
 ・事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託
 ・国及び国民生活センターは、研修等必要な援助を実施
 ・秘密保持義務規定（国民生活センター役職員についても同様の規定。国セン法第9条）

○消費生活センターの設置等（第10条～第11条）
 ・消費生活センターの組織運営等について、内閣府令で定める基準を参酌し条例整備
 ・消費生活センター等に消費生活相談員を置く
 ・事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する者
 ・消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用
 ・都道府県は、都道府県の消費生活相談員の中から、指定消費生活相談員（市町村の消費生活相談に関し助言、協力、情報の提供その他の援助を行う）を指定

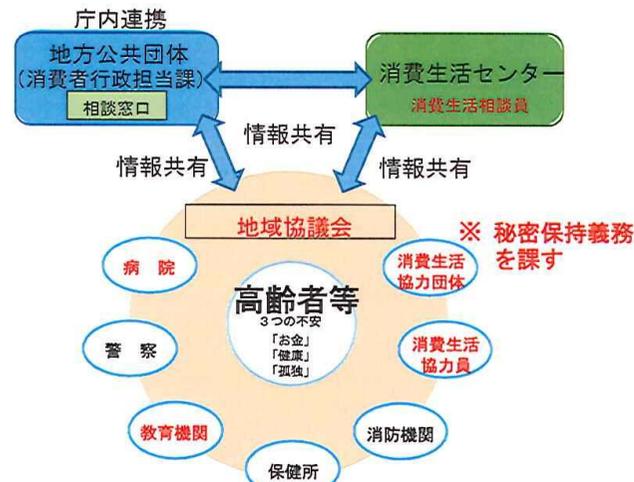
III 地方公共団体の長に対する情報の提供

○消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供（第11条の2）
 ・内閣総理大臣、国民生活センター及び地方公共団体が、他の地方公共団体にに対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報を提供

IV 消費者安全の確保のための協議会等

○消費者安全確保地域協議会（第11条の3～第11条の6）
 ・国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等により、消費者安全確保地域協議会を組織
 ・協議会は、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う
 ・秘密保持義務規定
 ○消費生活協力団体及び消費生活協力員（第11条の7及び第11条の8）
 ・消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体及び消費生活協力員を委嘱
 ・秘密保持義務規定

地方消費者行政の連携イメージ



V 登録試験機関

○登録の要件等（第10条の3第1項、第11条の9～第11条の12）
 ・内閣総理大臣は、登録要件（適切な試験委員の配置等）に適合する法人から申請があったときは、消費生活相談員資格試験に関する登録試験機関として登録しなければならない
 ○登録試験機関に対する監督等（第11条の13～第11条の24）
 ・試験業務規程の認可、試験委員の届出
 ・財務諸表の備付け等、改善命令等、登録の取消し、報告・立入調査等

VI 附則

○経過措置（附則第3条） 内閣府令で定める基準に適合する者〔消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格保有者〕について、
 ・消費生活相談業務その他これに準ずる事務に従事した一定の経験を有する者は、消費生活相談員資格試験合格者とみなす
 ・講習を修了した者は、施行後5年以内に限り合格者とみなす
 ○施行期日は、公布日から2年以内（附則第1条）
 （指定消費生活相談員については、5年以内）